

綾町町民提案型ゆめ応援プロジェクト支援事業審査基準

(審査基準)

第1条 綾町町民提案型ゆめ応援プロジェクト支援事業補助金交付要綱第7条第3項に規定する審査基準は、次の表の審査項目によるものとする。

項目	採点	倍率	評価点
① 特定の者だけでなく、広く町民の利益となる公益性や地域活性に繋がる取り組みとなっているか(個人的な利益に繋がる可能性はないか)。		× 2	
② 多くの町民が感心を持ち賛同できる活動であるか(構成員の親睦や趣味的な取り組みとなっていないか)。		× 1	
③ 社会的または地域的課題などを考慮した取り組みとなっているか。		× 2	
④ 綾町のイメージアップまたは情報発信に発展する可能性を持った事業であるか。		× 2	
⑤ 事業内容や実施体制、スケジュールなど活動内容は実現可能なものが提案されているか。		× 1	
⑥ 企画力、組織力など事業を運営するうえで必要な能力を持った団体と認められるか。		× 1	
⑦ 提案する自主的な活動を将来も継続して取り組む意思が見受けられるか。		× 2	
⑧ 収支内容や補助対象経費について、整合性または妥当性が認められるか。		× 1	
⑨ 事業で期待される効果について、綾町の施策の推進に対する効果が認められる事業であるか。		× 1	
⑩ 提案する取り組みに対して、誠意や熱意を感じることができるか。		× 1	
計			

(採点方法)

第2条 採点方法は、提案事業ごとに各委員が次の表の区分により採点する。

区分	評価点
非常に高く評価できる	5
高く評価できる	4
評価できる	3
あまり評価できない	2
評価できない	1

(選定)

第3条 前条の規定により、委員が採点した結果を基に提案事業ごとに平均点を算出した  
のち、予算の範囲内で評価点が高い順から選定するものとする。

2 前項の規定により評価点が高点の場合は、次の各号に定められた項目について、評価  
点の高い提案事業を選定するものとする。

- (1) 第1条の審査項目の①の点数が高い提案事業を選定する。
- (2) 前号で規定する評価点が高点の場合は、第1条の審査項目の③の点数が高い提  
案事業を選定する。
- (3) 前号で規定する評価点が高点の場合は、第1条の審査項目の④の点数が高い提  
案事業を選定する。
- (4) 前号の規定により評価点が高点の場合は、提案事業の申請金額に応じて、予算  
額を按分する

3 評価点の平均が6割（42点）に満たない場合は、不採択とする。

(その他)

第4条 選考会議は、提案事業の内容について、関係各課（局・室）に意見を求めること  
ができる。

2 選考会議による審査結果は非公開とし、審査に対する異議申し立てについては一切受  
け付けない。

附 則

この基準は、令和4年4月1日より運用する。